

## 令和7年度第1回土壤汚染対策検討委員会

令和7年7月8日

**【矢野課長】** 定刻となりましたので、これより令和7年度土壤汚染対策検討委員会を開催いたします。

委員の皆様、大変お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます、土壤地下水汚染対策担当の矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、設置要綱に基づき、公開で行います。ウェブ傍聴について、40名程度の事前申込みをいただいております。モニター、カメラ、中央にございますが、こちらにより配信させていただいております。議事録につきましても、委員会後に内容を確認の上、環境局ホームページに公開いたします。

続きまして、資料の確認等でございます。次第の配付資料の一覧と併せて御確認ください。委員の皆様には紙でお配りしております。傍聴の方々には、資料1から4について、今朝の時点で環境局ホームページに掲載させていただいております。

まず、委員会の次第、それから、脇にございますが、委員の名簿、座席表、それから、資料といたしましては、資料1、環境確保条例に基づく土壤汚染対策制度の見直し、資料2、土壤汚染届出情報等の公開について、資料3、工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策支援事業、資料4、土壤汚染対策届出情報のデジタル化がございます。以上、御不足等ございますでしょうか。何かございましたら、事務局までお知らせください。

続きまして、本年度最初の委員会でございますので、委員の皆様の御紹介を改めてさせていただきます。

初めに、大塚委員長でございます。

**【大塚委員長】** 大塚でございます。よろしくお願いいたします。

**【矢野課長】** 勝見委員長代理でございます。

**【勝見委員長代理】** 勝見です。よろしくお願いいたします。

**【矢野課長】** 石崎委員でございます。

**【石崎委員】** 石崎です。よろしくお願いいたします。

**【矢野課長】** 小野委員でございます。

**【小野委員】** 小野です。よろしくお願いいたします。

【矢野課長】 小林委員でございます。

【小林委員】 小林です。よろしくお願いいたします。

【矢野課長】 肴倉委員につきましては、本日御都合により御欠席になります。

続きまして、佐藤委員でございます。

【佐藤委員】 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【矢野課長】 鈴木委員でございます。

【鈴木委員】 鈴木です。よろしくお願いいたします。

【矢野課長】 徳永委員につきましても、本日、急用により御欠席でございます。

なお、肴倉委員からは事前に御意見をいただいておりますので、議事の途中で事務局より紹介させていただきます。徳永委員には後日意見を伺い、委員の皆様に共有させていただきます。

続きまして、本年度の事務局を御紹介いたします。

環境改善技術担当部長の丹野でございます。

【丹野部長】 丹野でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

【矢野課長】 環境改善部長の中島でございます。

【中島部長】 中島です。よろしくお願いいたします。

【矢野課長】 中島部長は、本日、公務につき、途中で退出いたします。

計画課長の田中でございます。

【田中課長】 田中です。よろしくお願いいたします。

【矢野課長】 化学物質対策課長の吉迫でございます。

【吉迫課長】 吉迫でございます。よろしくお願いいたします。

【矢野課長】 多摩環境事務所環境改善課長の三好でございます。

【三好課長】 三好です。よろしくお願いいたします。

【矢野課長】 化学物質対策課土壌地下水汚染対策担当の武田でございます。

【武田課長代理】 武田です。よろしくお願いいたします。

【矢野課長】 同じく溝口でございます。

【溝口課長代理】 溝口と申します。よろしくお願いいたします。

【矢野課長】 同じく長井でございます。

【長井課長代理】 長井です。よろしくお願いいたします。

【矢野課長】 同じく恒川でございます。

【恒川主事】 恒川です。よろしくお願いします。

【矢野課長】 以上となります。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局を代表して丹野部長より御挨拶申し上げます。

【丹野部長】 本日は、熱中症警戒アラートが発表されている厳しい暑さの中、本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会の開会に先立ちまして、私のほうから一言御挨拶させていただきます。それでは、着座にて失礼いたします。

本日につきましては、議題が2件、報告事項が2件ございます。

まず、議題の1つ目は、環境確保条例に基づく土壤汚染対策制度の見直しについてでございます。平成31年の改正法全面施行より5年が経過しまして、国においては、令和6年9月より、中央環境審議会の土壤制度小委員会にて、土壤汚染対策制度の点検・見直しに向けた検討を開始しております。

都は、本年1月に本委員会で御議論いただきました法改正に対する意見書を6月に国に提出し、法の制度が簡素で実効的な規制及び環境リスクに応じた合理的な土壤汚染対策となるよう要望しているところでございます。

法制度見直しと時期を合わせまして、都としましても、条例制度見直しを行いたいと考えております。本日は、まず見直し事項の整理と今後の進め方につきまして御審議をお願いいたします。

2つ目は、土壤汚染届出情報等の公開についてでございます。平成31年の環境確保条例の改正により、土壤汚染の確認された土地の届出情報につきまして台帳を作成し、公開してまいりました。これに加えまして、令和6年の条例施行規則改正により、汚染のなかった届出情報も台帳として作成し、公開しているところでございます。

今後は、台帳に関する規定の施行以前に提出されました届出情報につきましても、公開を進めてまいりたいと考えております。本日は、情報公開の根拠や考え方を御説明の上、今後の進め方につきまして、皆様から御意見を賜りたいと思っております。

続きまして、報告事項でございます。1つ目は、工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策事業についてでございます。都では、令和5年度より、中小事業者による円滑な土地利用転換と持続可能な土壤汚染対策の推進を目的としまして、土壤汚染がある工場跡地において、掘削除去によらない対策を行う土地所有者等を対象に、技術と経費の両面から支援を行ってまいりました。さらに令和7年度は、地下水汚染拡大防止技術の実証事業について、

工場跡地だけではなく、操業中の事業所においても支援を開始いたします。本日は、これまでの土地利用転換アドバイザー派遣や各支援の実績について御報告いたします。

2つ目は、土壤汚染情報のデジタル化についてでございます。土壤汚染対策届出情報のデジタル化につきましては、令和2年度から、届出者の負担軽減や迅速な情報公開などの観点から、システムの開発などを順次行ってまいりました。その結果、本年4月からは、土壤汚染対策届出情報システムによる受付を開始しております。今後も、システムの操作性を向上させ、届出者や都の職員などの利用者がより使いやすいと実感できるよう、改修を進めてまいります。

本日は、これらの各取組につきまして御報告いたします。

本日も活発な御議論をいただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**【矢野課長】** それでは、これより大塚委員長に御進行いただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**【大塚委員長】** それでは、進行を務めたいと思います。都におかれましては、元来、国よりも先行して、進んだ制度を土壤汚染に関して導入しようとしてきてくださっており、もとより地下水の調査に関しては、全国でも唯一と言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、地盤沈下の関係がもともとありだったと思いますけれども、非常によく調査されているところがございますし、土壤汚染に関しても、国とは違って、地下水の汚染の拡大防止の点を含めた制度を平成31年改正において導入されております。

先ほど丹野様のほうからお話があったように、情報公開に関しても非常に進んだ対応をしてくださっておりまして、国の制度改正においても助言をいただいているところです。こちらからすると、助言をしているところでございます。

全国においても、土壤汚染対策について最も多くの事例を扱っているのが東京都ということになるわけで、法と条例との関係も踏まえ、さらに法の執行のことを考えたときも、まさに東京都がどういうふうに対応していただくかということが極めて重要になっていると思います。

条例の見直しということもおっしゃっていただいておりますので、法と条例のところに関して何らかの寄与ができれば、私自身も大変うれしく思いますし、皆様方の貴重な御意見をいただければ大変ありがたいというふうに思っているところでございます。

では、御挨拶はこのぐらいいたしまして、議事のほうに移ります。

議題の1でございますけれども、環境確保条例に基づく土壤汚染対策制度の見直しでございます。この点につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【武田課長代理】 資料1を御覧ください。環境確保条例に基づく土壤汚染対策制度の見直しについて、武田のほうから説明させていただきます。

最初に、1番、条例制度の見直しについてでございますが、こちらについては、令和6年度土壤汚染対策検討委員会資料2で掲載したものを改めて掲載したものですので、説明は割愛させていただきます。

紙資料の11ページをご覧ください。2番、区市における条例116条の施行状況調査についてでございます。調査前、調査、対策についてアンケートに回答をいただいたうち、対策について今回説明いたします。23区と回答のあった24市の意見を取りまとめています。

まず、2-1、地下水汚染拡大防止区域についての質問になります。地下水汚染拡大の防止、地下水の水質の測定といった措置は、汚染原因を直接措置しない場合には完了要件を定めていないということについて、資料のとおり回答がございました。

下の表は、絞込み調査についてでございます。平面絞込みについて、判断に苦慮した事例や指導で困ったことについて、資料のとおり回答がございました。

同様に、深度絞込みについて判断に苦慮した事例や指導で困ったことについて、御覧の回答となっております。

帯水層、3Rの推進についての質問になります。土壤溶出量基準超過土壤が帯水層に接する場合に適用する平成31年環境省告示第5号の基準の適用で苦慮したことはありますかという質問に対し、御覧の回答となっております。

最後に、持続可能な土壤汚染対策を推進する上で課題があればということで、資料のような意見がございました。

続きまして、次のページを御覧ください。指定調査機関へのアンケートを実施し、指定調査機関11社に御回答をいただいたものが、この取りまとめになります。

まず、土壤汚染調査を実施するに当たって、行政との協議で困った事案はありますかということで、資料のとおり御意見をいただきました。

続きまして、調査計画立案時に困った事例はありますかとの問いに、資料のとおり回答をいただいています。

また、現地調査時で困った事例、分析結果が出た時点や報告書作成時に困った事例は、資

料のとおりとなっております。

ここからは、対策工事を実施するに当たっての質問になります。上の表は計画立案時に困った事例はありますか、下の表は施工時に困った事例はありますかという質問になります。

そのほかにも3つほど質問しておりまして、地下水の利用状況に係る要件については、3次元の概念を導入することについて質問しています。

続きまして、起点や単位区画の位置や高さの表記や精度、区画名称等について、規格の統一について質問をしています。

最後に調査猶予制度についても質問しております。回答は資料のとおりでございます。

ここからは、現行条例制度の課題の抽出について説明してまいります。現行制度の課題としまして、法制度と条例制度で共通の課題となっているのが1番から3番、平成31年度改正条例の運用において生じた課題が4番から6番でございます。国において現在進行中の法制度見直しの結果に起因して生じ得る条例制度の課題については、見直しの内容の詳細が明らかになった後、改めて抽出・検討を行います。

まずは課題1、帯水層の考え方についてです。上段の2つのポチが課題、真ん中の青い表が関係者の意見、一番下の四角の囲みが検討の進め方（案）になっております。

まずは帯水層の考え方です。飲用井戸の評価において、飲用利用が異なる帯水層であっても区別されていない。準不透水層の判断や井戸スクリーン深度の把握・判断が難しいことが課題となっています。

今後の進め方については、帯水層や飲用井戸の判断について、国に対して法制度の見直しを意見中であり、当面は国の対応を注視していきます。対策の要否に係る重要な論点であり、本検討委員会で議論が必要と考えています。

下の資料は、ガイドラインの帯水層の定義、法律の施行通知における周囲の飲用井戸に係る要件、条例の施行通知の対象とする飲用井戸の抜粋になっております。

続きまして、課題2、絞込み調査について報告します。法令や指針に手順が定められておらず、関係者が対応に苦慮しております。平面絞込みの場合、地歴を考慮しない地点で採取した試料をどう判断するのか。絞り込む際の範囲が適正であるか。これを課題としております。

検討の進め方については、ガイドラインの記載との整合の観点から、国に対して法制度の見直しを意見中であり、当面は国の対応を注視していきます。また、本検討委員会で議論が必要と考えています。

こちらは、現行のガイドラインで記載されている絞込み調査の説明になります。黄色の箇所、「さらに詳細な深度調査を実施することを否定するものではない」という文言しか書かれておらず、具体的にどのように絞込み調査を行うのかが分からないような状況です。

続きまして、都における事例となっております、ここにも書かせていただきましたように、明確な規定がないため、トラブルとなるケースがあります。単位区画内で汚染のおそれが一様である場合、平面絞込み調査が成立しない場合も考えられます。絞り込む場合は2地点で土壌汚染がないことを確認しております。

下に移ります。課題3、操業中における地歴調査、116条ただし書についてです。汚染状況調査の時点で工場や事業場での特定有害物質の取扱い状況が把握できない場合があり、法見直しでは地歴調査契機の拡大について検討をしています。調査猶予制度においては、土地利用の変更を捉えることが事実上困難となっております。

今後の検討の進め方について移ります。操業中の地歴調査については、有害物質取扱履歴の判断の明確化と併せて国の対応を注視し、国へ意見した情報公開の検討の経緯を見つつ、実効性担保のための運用事項を区市と調整していきたいと考えています。

こちら、令和6年度土壌汚染対策検討委員会資料2で一部使った資料になります。このときも御紹介いたしました、区役所からは、新規に届出様式や契機を設ける方向ではなく、既存の枠組みの中で工夫ができないかというような御意見をいただいております。現行、適正管理化学物質の使用量等報告書という制度が存在します。ただし特定有害物質の取扱量が年間100キロ未満の事業所は捕捉できないとなっております。

下の表に移ります。参考としまして、土壌汚染のおそれが不明とされた土地の調査区分・調査対象物質の判断が難しいということが実務上の事例として挙げられています。土地の汚染が分からない、不明であるというような土地は、第一調査区分、かつ、全物質というような調査をさせています。それは一方で厳しいという意見もありまして、おそれが少ない土地と判断した場合に比べると、かなりの負担となっております。

こちらは、調査猶予制度における現況届の規定を置かないことの整理について、また116条1項ただし書に係る土地についての情報公開の検討経緯についての参考資料となります。

課題4としまして、地下水調査時の地下水採取についてでございます。条例では、土壌ガス検出時、土壌溶出量基準超過があった場合の地下水調査を義務づけているが、地下水の水位が深く採取が困難な場合があります。第二種・第三種については、地下水調査を行わない

ことができる要件を定めていますが、第一種には定めがありません。

検討の進め方としまして、この規定は平成30年度土壤汚染対策検討委員会の議論を受けたものであり、制定の経緯と実務上の課題を踏まえて、この検討委員会で議論が必要と考えています。

こちらは指針の抜粋になります。第二種・第三種については、帯水層が十分離れており、かつ、推定される汚染の原因、汚染状況を加味して地下水採取を行わないことができるというような規定がございます。一方で、第一種に関しては、地下水の影響が少ないとは言えないということから、このような規定は定められておりません。

下の表には、第二種、第三種の施行通知別紙の記載がございます。

都の実務における事例になります。指針で最初の帯水層の地下水を採取するとされており、第一種は必ず採取を行う必要があり、地域によっては事業者にかなりの負担となっております。

課題5になります。地下水汚染拡大防止区域の措置完了についてでございます。対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下の場合に選択できる地下水の水質の継続監視について、敷地内に第二地下水基準超過区画があれば継続監視の完了ができないことになっているという点が課題です。

こちらでも当該指針の規定の見直しについて、条件を、何らかの完了要件を設定できないかということを検討していきたいと考えています。

こちらは、現在の地下水の監視頻度になります。地下水の汚染状態が地下水基準以下の場合には年に1回以上、第二地下水基準以下であれば年2回以上、第二地下水基準超過をしているものに関しては年4回以上の地下水の測定義務が定められていて、かつ、完了要件はございません。

下に移ります。こちらは東京都の土壤汚染対策指針の抜粋になります。こちらに地下水の継続監視措置の規定が書かれています。条例施行通知別紙にも同じような記載が書かれています。

最後のページになります。課題6、規則55条3項地域になります。規則55条3項地域は、条例の地下水汚染の拡大防止のための措置等の規定を適用しない土地として、現在は公有水面埋立法による埋立地のみだが、ほかの埋立地にも検討が必要ではないかとしております。

具体的には、55条3項地域というのは、公有水面埋立法による公有水面の埋立てまたは

干拓の事業により造成された土地であること、将来にわたり地下水の利用がないことを条件にしております。この55条3項地域に該当しますと、地下水調査、地下水汚染拡大防止区域の除外となります。ここについて、公有水面埋立法施行以前の土地や水没民有地などの扱いなど、まだ課題が残されている状況になります。

今後の検討としましては、規則55条3項地域に該当する土地の拡大については、国の検討を注視しつつ、制定の経緯を踏まえ、規則改正に当たっては、本検討委員会での議論が必要と考えています。

最後のページは、現在の55条3項地域の詳細が書かれた図を掲載しております。

説明は以上です。

**【矢野課長】** 事務局から、本日欠席の肴倉委員より御意見を承っておりますので、ここで紹介させていただきます。

議題1につきまして、課題に挙げていただいた6項目はいずれも大事なお話であり、検討の方向性には異論はございません。今後、具体的に検討を進める際には、参考となるデータを適切に示していただきたい。例えば、課題4の地下水の採取については、ボーリングコアの土壌試料での溶出量基準超過の状況で判断が可能かどうか。課題5の地下水の継続監視については、どのような傾向であれば終了としてよいか、実際のモニタリングデータ等の提示を御準備いただきたいという御意見を承っております。

委員長、よろしく願いいたします。

**【大塚委員長】** ありがとうございます。

では、ただいまの資料の1につきまして、環境確保条例に基づく土壤汚染対策制度の見直しについての御説明がございました。

これにつきまして、御質問や今後の進め方について、御意見等はございますでしょうか。名札を立てていただければありがたいと思います。

鈴木委員、お願いします。

**【鈴木委員】** ありがとうございます。鈴木です。

私も、今の6項目を検討していくということについては、異論はございません。ぜひともやっていく必要があると思います。

その中で、幾つかやっぱり気をつけなきゃいけないところとして、ちょっと気がついたところを述べさせていただきたいと思いますが、課題1として、深井戸の話が出てきますが、どうしてもそこに井戸があると、マルチスクリーンと呼んでいますが、幾つかの帯水層にス

クリーンが切られていると、浅いところから深いところへ移ってしまうような課題がある。

それから、井戸周辺の間隙ですね。間隙を通して、実は100メートル近い井戸でVOCが落ちてしまうというような事例も実際にあります。ですから、単純に地層の構造だけで決めるのではなくて、そこに対象となる井戸があれば、その井戸をやはり何らかの形でチェックしておくことも必要だと思いますので、単純な地質構造だけで決めるのはちょっと危険だと思っていますので、留意いただければと思います。

あと、もう1点、先ほどの絞込み調査ですけれども、これ、絞込み調査が行われる場所は、隣の単位区画が白であるというところに対して、実施されます。深さ方向も当然ですが、狭くしたときに深さ方向をどう担保するかということですので、それを前提に、どういう方法があり得るのかということをご検討していただければと思います。

私のほうは以上です。

**【大塚委員長】** ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。後で事務局からお答えいただけるものはお答えいただこうと思いますけれども、ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、小林委員お願いします。

**【小林委員】** 私も全部6項目、今後検討されるという方針については賛成しております。

1点、私も帯水層の考え方のところについて、汚染現場を見ると、深さ二、三メートルぐらいまでしか汚染がないですとか、しかも基準の数倍ですとか、そういう場合、地下水面の深さが10メートルとか深い場合は、溶出したとしても、地下水に到達するまでに薄まってしまうような汚染も結構あるように思うんですね。

そういう意味では、帯水層の深さを考える際に、表層付近のみにある汚染で、しかも基準がレベルが低いような場合の対応も併せて考えられるのかなというふうにも思いました。

以上です。

**【大塚委員長】** ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞお願いします。

**【佐藤委員】** 佐藤泉でございます。どの論点も非常に重要だと思います。論点を考える上では、法律の立法趣旨ということをご重要視することが必要だと思います。

例えば、井戸については、健康被害、井戸水を飲んでいる人を守るという目的が一つと、それから、井戸そのものですね。井戸というのはやはり地下水を飲むということが非常に重要な場合がございますので、井戸を守るということなのか、それとも健康被害を守るのかと

いう、この両方の目的があってもいいと思うんですけども、健康被害については、井戸の水質を定期的に調査するというのも一つの対策の補完になると思いますし、それから、井戸を守るという意味では、どういう井戸を守るべきかというような広域の観点、日本の将来のためにどういう井戸を守るべきかという観点も必要ではないかと思います。

それから、土壌汚染についても、現場での健康被害を防止するという一つの目的と、搬出土砂が汚染を拡大するということを防止すると。この2点があると思うんですね。

これもバランスがあると思いますので、どういった健康被害を防止するのか、あるいは、搬出土砂については、自然由来とか、埋立地では比較的同じ汚染が広がっているわけですから、そういうことをどういうふうに考えるかということが、持続可能な対策としては考えられるのではないかと思います。

以上です。

**【大塚委員長】** ありがとうございます。

小野委員、どうぞお願いします。

**【小野委員】** 小野です。御説明ありがとうございます。課題1から6、いずれも重要だと思しますので、ぜひ検討を進めていくということで、賛成です。

情報を出した方がきちんと守られるというか、正直に情報を出す人が、インセンティブといますか、不利にならないようにすることを基本的な理念として持っておくということが大事なのではないかと思えます。

あと、課題5に関しましては、いつ調査をやめるのか、解除要件を最初に決めておくことが大事だと思います。一旦規制を始めると、解除できないのはよくあるパターンで、それは好ましくないのです。

将来のことを予測して解除するということですので、必ずしもモニタリングだけでは難しい部分があるかと思えます。超えるおそれのないことが示されることが、完了要件、37枚目の右下に考慮をする要素の例として書いてあります。モデル的に判断するというか、将来の推定も含め、合理的な判断として扱うことは、検討の余地があるかと考えました。推定結果が正しいかということもとても大事なんですが、考え方自体が手続きとして意味のあるものであり、ここをパスすれば完了要件に入るといった、そういった手続きを入れていくのも大事なのではないかと思えます。

以上です。

**【大塚委員長】** どうも恐れ入ります。

勝見委員、何かおありですか。

石崎委員、どうぞお願いします。

【石崎委員】 石崎です。よろしくお願いいたします。私も、基本的にはここに書かれていることは賛成なんですけれども、ただ、地下水のモニタリングとかいうことに関しては、広い土地等々あるところはよろしいと思うんですが、やはり狭小なところで事業を営まれているクリーニング屋さんですとか、そういうところはなかなかモニタリングしろと言われても、モニタリングする場所がないですとか、あと、先般、ちょっと地方の方と話していたら、やはり1つ工場の設備を撤去したことによって、当然、施設の改修というか、改善というか、そういう特定施設の届出を出しなさいよと。なおかつモニタリングを10年間しろと言われてた。それって終了案件はないのかといたら、とにかくひたすら10年やれと。もし景気動向の中で、その間に会社が潰れた場合どうするのという。

だから、やはり終了案件というのは、終了の規定というのは、どうであればやらなくてもいいとか、例えば、モニタリングしても1年全く異常がなければ、その時点でやめてもいいですよとか、先ほどお話ししたように、モニタリングする場所がなければ、一番近接している井戸でモニタリングをすとか、何かそういう逃げではないですけど、何かしらの規定をしていただきつつ、先ほどお話がありましたように、飲用井戸だから、飲用井戸だと言えば飲用井戸だという、そういうむちゃくちゃな法律ではなく、やはり小野委員さんも言われていたように、健康被害がないように、ちゃんと飲用井戸を保全するというのであれば、所有者にちゃんとした分析等々を義務づけるような何か法律なり条例なりがないと、飲用井戸だから飲用井戸なんだという、強硬な訳の分からない議論というのはどうなのかなと。それで飲用井戸を守れというのは、守る意味があるのかという疑問がどうしても生じてしまうという。その辺のやはり公平感を出してもらいたいなというふうに思いますけど。

以上です。

【大塚委員長】 勝見委員、お願いします。

【勝見委員長代理】 ありがとうございます。委員の皆さん、いろいろ言われて、言い尽くされているところがありますけれども、今回、市区の施行状況調査、それから指定調査機関のヒアリングをされて、それも参考にされながら、この6つの課題を設定されているという理解をしています。ちょっと前半のところ、資料を十分確認できていませんので、大事なことが落ちているなんていうことはないと思いますけれども、大事なものを6つの課題に挙げていただいているという理解をしています。

それで、先ほど冒頭の肴倉委員の、裏づけとなるデータをしっかりバックアップとして取っておくようにという御意見や、小林委員の、濃度のデータも重要だという御指摘、全くそのとおりだと思います。そういうものをしっかりまとめていただいて、課題解決に当たっての根拠にさせていただくということで、特に東京都の場合では、事例も多く蓄積されているということで、地域性、それから、先ほど石崎委員もおっしゃいましたけれども、やはり規模が全然違うので、そこはある程度区別できるような考察もした上で、検討が必要だろうと思います。

それから、既にされていると思いますけれども、業種との関係といったこともあると思います。その辺り、単に数値という意味でのデータではなくて、いろいろな角度で見させていただいての事例、データをまとめて、根拠としていただくことができる位置にいらっしゃると思いますので、ぜひそのようにさせていただいて、地下水と土壌とでうまく、これまでもそうですけれども、バランスを取っていただくようなことでお願いできればと思っております。

以上です。

**【大塚委員長】** よろしいでしょうか。

濃度のレベルによって変えるというのは、もし、都のほうでおやりになろうとすると、どの濃度だったらということを考えなくてはいけなくなる、数字を出していくようなことが多分出てくることになりますので、条例で何か対応するためには、そういうことが必要になってくるかなと思います。

何かご回答いただくことがあれば、お願いします。

**【矢野課長】** 御意見ありがとうございます。また、様々な観点からの御示唆、ありがとうございます。

まず、データにつきましては、今回まず6論点挙げさせていただいたものにつきまして、それぞれの根拠となるようなデータというものを整理していくというのが、まさに事務局のこれからの一番重要な仕事だと思っております。その点で、勝見委員がおっしゃられたような地域性とか規模、業種といった観点で、今規制となっている部分につきまして、このまま維持すべきか、緩和すべきか、あるいはちょっとやり方を変えるべきかといったところにつきまして、しっかりと議論できるような言いながらも、国にも度々申し上げております、実効性とシンプルさ、そこをどうやって両立するかというところが非常に難しくなってくるのかなと感じているところでございます。

それから、あと、井戸につきましては、鈴木委員がおっしゃられた、井戸があることで汚染が落ちていく懸念等々もあるということについては、以前より御指摘いただいているところでもあります。ただ、汚染の浅さですとか、VOCか第二種・第三種かで少し変わってくる場所もあるのかなど。こちら複雑にならない範囲でどういった合理的な対応ができるかというところがヒントになってくるかなと思いました。

あと、井戸の保護する法益につきまして。健康被害という点でございますと、やはり飲用井戸につきましては、いわゆる飲用する者の自己責任で、調査につきましても自ら行うという前提が変わっていない中で、東京都としては、資料1の24ページに示しているとおおり、国の通知よりはやや、飲用の定義を現実的な飲用のものにしていくということもございます。ここをさらに踏み込むかどうかですとか、そういったところも場合によってはあり得るのかなというところではございます。国の姿勢も踏まえまして、この部分については引き続き考えていきたいと思っております。

絞込み調査につきましては、鈴木委員のおっしゃったところにつきまして、いわゆる白区画に向かって絞り込むということであれば、もう少し国の考え方と都の考え方とうまくすり合わせて、統一的な対応が取れるのではないかと御示唆ではと承りました。こちらにつきましては、国の考え方改め確認しながら、なるべく全国的に統一な対応を取るべきではないかと考えておりますので、引き続き国にも働きかけていきたいと考えております。

また、小野委員のほうから、地歴調査の部分かと思いますが、正直に情報を出した人が守られるというところ、特にそういった観点で、汚染のおそれを判断するための情報がなるべくたくさん集められた場合においては、しっかりとそこに絞り込んだ調査ができるということが理想だと思っております。国のほうが届出契機を増やすですとか、そういった検討されている中で、なかなか行政側の現実としては厳しいところもあります。ここについては、地歴の届出の契機だけではなくて、こういった情報がある場合にはこう判断する、ということについても、何かしら統一的な考え方が示されることを期待はしているところでございます。

あと、地下水採取の部分につきましては、徳永委員に後日意見を伺いながらいろいろと判断していきたくともございますので、ご意見をいただきましたら、また共有させていただきます。

また、継続監視の終了要件につきましては、やはり必要ではないかという御意見がございましたので、この委員会の後からでも、何か具体的にヒントがあればいろいろといただければ

ば、そちらを基に、現実的に対応できるかとか、実際、それを利用して本当に終わるという判断をできるような事業者さんが出てくるかという部分も含めて、手法について検討していきたいと考えてございます。ありがとうございます。

【大塚委員長】 飲用井戸については、土壤汚染の健康被害の最も重要な、汚染による健康被害の可能性として考えられていますので、それをどう考えていくかというのは引き続き検討していただければと思いますが、先ほど佐藤委員がおっしゃった井戸の保護というのは、多分、災害のときとかは特に必要性が高まることになっていて、災害時の井戸は一つのポイントにはなるだろうと思います。それだけではもちろんないんですけど。

では、次の議題2のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。土壤汚染届出情報等の公開について、事務局から御説明をお願いします。

【溝口課長代理】 続きます。資料2につきまして、溝口のほうから説明させていただきます。

まず、前半のところでは、こちらの検討に当たって前提となる考え方を整理した内容について御報告します。後半で、具体的に検討いただく内容について御説明したいと思っております。

まず、1ページ目を御覧ください。まず、前提として、条例のほうで遡及適用ができないことから、土壤汚染の届出情報の公開について、都の情報公開条例に基づいて届出情報の公開ができないかということを検討しております。

まず、都の情報公開条例では、情報提供の施策の拡充、情報公開の総合的な推進について規定されております。また、こちらを基に検討していきたい内容としましては、情報公開の対象、手法、開始時期になります。

次のページをお願いいたします。こちらで背景を整理しました。まず、法と条例のこれまでの経緯をまとめております。

まず、土壤汚染対策法では、平成15年の法施行以降、台帳制度が規定されております。また、平成30年度から、指定が解除された区域の台帳の調製及び保管も追加されました。

一方で、条例につきましては、平成31年度以前には、条例の台帳に関する規定がありません。平成31年4月から、土壤汚染が確認された届出に関する台帳、基準不適合台帳の公開が開始されました。また、令和6年4月から新たに3つの台帳を加え、基準適合台帳、地歴台帳、自然由来等基準不適合台帳が加わりました。詳細については後ほど御説明いたします。

下段を御覧ください。背景の法・条例の台帳の規定をまとめました。まず、法では、制定当初から汚染のある土地の情報を公開している一方、条例では、平成31年度の開始前では台帳の規定がなく、汚染の有無にかかわらず土壌汚染の情報は公開されていないという現状がございます。

次のページをお願いいたします。東京都の行政目標としまして、東京都環境基本計画に以下のように記載しております。2030年の目標としまして、土壌・地下水に関する届出情報は社会全体で共有されていることを目標としています。

下段を御覧ください。環境確保条例の台帳制度の現在の状況です。令和6年4月1日以降、3つの台帳も加わりまして、以下のとおり、4つの台帳がございます。具体的には、115条から117条の規定に基づく汚染状況調査を実施し、汚染が確認されなかった土地、こちらが基準適合台帳、②になります。続いて、117条第1項の規定に基づく土地利用の履歴等調査を実施した土地、③の地歴台帳に当たります。続いて、122条第1項第2号の土地の搬出に伴う汚染拡散防止に係る土地、自然由来の台帳になります。以上の4つの台帳を、現在、土壌汚染情報の公開台帳として管理、公開しております。

具体的には、次ページ以降を御覧ください。こちらが公開している台帳のモデルになります。まず、基準不適合台帳ですが、こちらは法の台帳に近い形を取っておりまして、汚染状況等が詳しく書いてあるのに加え、地下水情報等、条例独自の内容も入れております。

次のページを御覧ください。こちらに、令和6年度から加わった3種類の台帳も入れております。こちらの3種類の台帳では個別で公表しているものではなくて、一覧表の形でホームページに掲載しております。

続いて、下段を御覧ください。こちら以降、過去の届出情報等の公開の根拠について整理いたしました。まず、東京都の環境基本計画に掲げた「土壌・地下水に関する届出情報が社会全体で共有されている」という2030年目標に向け、過去の届出状況についても、都独自の情報公開の制度で情報を公開できないか検討しました。環境確保条例には遡及適用の規定がないため、環境確保条例118条2項の規定に基づく台帳の調製・公開の対象として、過去の届出情報を公開することはできません。そこで、条例の台帳対象外の届出情報の公開は、情報公開の総合的な推進等を定めた情報公開条例に基づく取組として位置づけ、公表できるか整理して、検討しました。

次のページをお願いいたします。参考として、東京都の情報公開条例を抜粋して掲載しております。こちらには、情報公開の総合的な推進や施策の拡充等が記載されております。

下段を御覧ください。続いて、情報公開条例の規定の解釈について以下のとおり検討いたしました。まず、環境確保条例に基づく土壌汚染届出情報を、都が独自に都の情報公開条例に基づいて公開すること自体は問題がないかということを検討しましたところ、結論としては、個人情報等に抵触しない限り、情報提供の目的のためであれば、公開可能という見解になりました。

なお、公表しようとしている内容につきましては、開示請求を受けた場合に開示する範囲、第三者照会が必要となる情報を除いたものと想定しております。

次のページをお願いいたします。続いて、専門家の先生にヒアリングした結果をお示しいたします。まず、都の情報公開条例の規定に基づく取組として公表することが問題ないかといった内容に加え、公開に対し、届出者の同意を個別に得る必要があるかについても確認いたしました。結論から申し上げますと、個別同意の必要はなく、個人情報等を除いては、公益性が上回れば、公表することが望ましいという御意見でした。

下段のほうに、その他懸念事項について御指摘がありましたので、まとめております。風評被害や誤解への懸念があり、情報公開に当たっては十分な説明やリスクコミュニケーションの取組も必要との御意見をいただいております。

次のページをお願いいたします。以上の情報公開の必要性についてまとめました。公共の利益が個の不利益を上回るのであれば、行政の判断として情報公開すべきという結論に至りました。

また、過去の届出情報についても、令和6年改正時と同様の整理で、公表が公共の利益に資するものであり、環境確保条例の趣旨・目的に合致するとの判断が可能ということが確認できました。

ここまでの前提を基に、本日の議題を下段に示しました。こちらに、本日の議題を3点挙げさせていただいております。まず、1点目は情報公開の対象について、2点目は手法、3点目は開始時期について記載しております。

まず、1点目の情報公開の対象についてですが、対象としては、都で収受した全ての117条1項、2項、地歴等調査に関する届出の情報、続いて、平成31年改正前の条例の規定に基づいて都で収受した全ての117条3項、4項、計画と措置に関する届出の情報としております。

また、法の汚染が確認されなかった土地の調査結果に関する届出については、国の見解が示されていないため、当面は条例の届出等を先行して公開したいと思っております。

2番目の検討事項としましては、情報公開の手法についてです。まず、台帳とは区別して、台帳を掲載している環境局ホームページにて参考情報として公開します。公開形式は後ほどお示しますが、届出者の同意を要しない範囲で構成し詳細については引き続き情報公開条例に基づく開示請求または情報提供の依頼に対応して、申請者に提供したいと思っております。

なお、古い届出は、過去の規定に基づく調査対策が行われており、制度改正の変遷等についての解説など、情報利用に当たっての注意事項を充実させたいと思っております。

最後に、検討事項3点目としましては、情報公開の開始時期についてです。新しい年度の情報から整理を開始しまして、令和8年度以降、順次公開していきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。情報公開の手法の公開形式のポイントです。まず、現行の地歴台帳、基準適合台帳の形式をベースに作成。117条2項の台帳については、汚染の有無にかかわらず一括してリスト化。公開対象とする事項には、土地の改変に係る事業の名称を含む。こちら、例えば、何とか小学校といったような事業名称も含むという内容です。最後に、調査結果については、測定値の公表等の予定はございません。

付記することとしましては、措置に係る届出等の一覧については、まだ改正前の案件が対象であり、新たな検討事項となるため、次回以降に案をお示ししたいと思っております。

また、116条につきましては、同一事務を行う区市の状況等を確認の上、別途検討したいと思っております。東京都では、町村部については、116条を所管しておりますが、その他区市については、留保工場を除いて、区市のほうで御担当されていますので、その状況等を確認したいと思っております。

続いて、下段のほうに、情報公開の手法としまして、見本となる一覧表を掲載いたしました。このような形で一覧表でホームページに公表したいと思っております。

次のページに付録等を載せております。

私からの説明は以上になります。

**【矢野課長】** 事務局より、肴倉委員からいただいた意見のほうを紹介させていただきます。

スライド16ページにまとめております検討事項のうち②につきまして、過去の規定に基づく調査対策であることの対応について、しっかりと記載されていることについて安心しました。特に基準値の変更については、過去の基準値と現在の基準値が異なる場合があることを確認できるような記載が必要ではないかと考えるということです。

なお、10年ほど前、直近で行われた試験方法の改定につきまして、精度の向上を図られましたが、測定自体が全体としてシフトしたようなものではなく、連続性は保たれているのではないかと考えています、ということのコメントもいただいております。

事務局からの意見の御紹介は以上です。

【大塚委員長】 ありがとうございます。土壤汚染届出情報等の公開につきまして、事務局から提案がございました。

情報公開の内容や公開の手法などにつきまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。

小野委員、どうぞ。

【小野委員】 小野です。ありがとうございます。今の論点、検討事項3つの、スライド16枚目、②の4つあるうちの一番下のポチで、肴倉委員と同じような質問ですが、古い届出について。先ほどの基準値の変更ですとか、試験方法がアップデートされたので、それで何か出てくる結果が違うという説明でしたが、そのほかに現在とのギャップはありますでしょうか、という質問になります。

【大塚委員長】 質問ですので、すぐにお答えいただいたほうがいいですね。よろしくをお願いします。

【矢野課長】 ありがとうございます。まず、東京都の環境確保条例による土壤汚染対策の制度自体は、平成13年の10月から施行されております。

それで、当初は、当時国のほうが持っていた、土対法の以前の調査対策方法についての方針がございましたので、そちらを基に調査をしております、今とはメッシュの切り方ですとか、調査地点の選定の仕方みたいなものが大分違うという認識でございます。今の担当者が見ると、戸惑うような形になっているところがございます。

それで、平成15年の土対法の制定以降は、基本的にそちらに合わせた形に条例の指針のほうも見直し、寄せているところでございます。

その後、法のそういった調査対策の方法が変わると、条例のほうも指針のほうで対応しておりますが、大きく変わったのが、前回の平成31年の改正の時点です。それまでは地下水の調査について、全ての区画で地下水を採取する。ただ、10メートルより深いところの地下水を必ず取らなくてはならないというような規定はなかったところではございましたし、地下水の採取方法についても、あまり細かいことを技術的に決めておりませんでしたので、今とちょっと違ったような水質の地下水を取っていたというようなこともあると認識して

おります。

あと、条例において対策を要するという考え方が、敷地境界で地下水の汚染があるかどうかという考え方に基づいておりましたので、飲用井戸があるかないかというような考え方はなかったところ、前回の条例改正において法の考え方に寄せて飲用井戸の有無と、それから一定濃度を超える汚染というところの考え方に整理したというところで、そういったところが違いかないと私のほうでは考えてございます。

【大塚委員長】 幾つか違いがあるということがはっきりしましたが、小野委員、何かございますか。

【小野委員】 注意書きを充実させるというところで対応されていく方針は、賛成いたします。意外にたくさん違いがありそうで、注意書きが長くなりそう、という感覚は持ちました。ありがとうございます。

【大塚委員長】 専門の人しか分からない注意書きになるかもしれませんが、ただ、正確性を期するために、どうぞ注意書きをよろしくお願いします。

では、鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】 鈴木です。先ほどの続きだけちょっとだけ申し上げますと、東京都は独自の調査方法なり判断を持っていますので、そこについては明確にはなっていないんですが、土壤汚染対策法については、土壤汚染対策法の施行以前の調査に対する注意事項、それから、第一次改正の平成22年、第二次改正の平成31年と。それについてどういうふうに変わっていったかというのは、ガイドラインのアペンディックスの27という一番後ろのところに付録でつけてあります。その中に一覧表も入っていますので、そういうのを参考にさせていただければいいのかなと思っています。

それから、今の方針の話、私もこれ、なるべく過去のデータはどんどん公開していただきたいというのがあります。それは、我々、特に次の調査をするときの大事なデータの所在の有無というところの確認にもなるということがあります。

それから、先ほどの最初のほうの議論の中、資料1のほうの議論の中でもありますけれども、実は今回、4つの項目：基準不適合、基準適合、地歴、自然由来と公表するようになって、やっぱり僕が一番驚いたのが、基準不適合が今431事例出ていると思いますが、地歴調査の報告が387もあるんですね（2025/07/04時点）。ほとんど近いぐらいあるということで、地歴がやはりかなり行われているけれども、今まで出てこなかったというのがあると思います。

この話は、地歴のデータの保存という話も含めて考えられますので、この1と2を含めて、きちんと今後の方針を考えていただければと思っています。ぜひともよろしく願います。

以上です。

【大塚委員長】 では、佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 情報の公開については基本的に賛成なんですけれども、普通、情報公開条例というのは、請求に基づいてということが多いんですけど、今回は一括、全て請求とは関係なく開示するという事なんだと思いますね。

利用のしやすさという意味では、例えば、会社名を検索に入れるとか、それから、町名を検索に入れるとか、そういうことでかなりの件数が絞り込めるというふうになるんでしょうか。ちょっとこの点、教えてください。

【大塚委員長】 質問なので、これは、一覧形式というものの説明をお願いしたいということだと思いますけど。

【矢野課長】 まず、補足として、現在の条例の規定に基づく台帳、基準適合台帳ですとか、こういったところについてはシステム上で公開しておりまして、こちら、検索機能がかなり使えるような形に今変わっております。

過去の届出の公開の仕方につきましても、同じシステムに載せてしまうと、いわゆる台帳との区別がしにくいところで、ちょっとこれはどういうふうに整理するか、まだ決めておりませんが、今のところは、一旦エクセルで検索できるというところから始めてみようかと思っているところがございます。数が増えてきたり、今後、利用のしやすさというところでいろいろな御意見が出てきたときに、同じようなデータベースとして載せるかどうかは、またちょっと別の検討になるという状況と考えております。

【大塚委員長】 よろしいですか。

じゃ、小林委員、どうぞお願いします。

【小林委員】 ありがとうございます。私も、過去のものも含めて、情報公開を進めていくということに賛成しております。

あと、1点、ちょっと確認なんですけれど、汚染状況調査結果について、今、都のホームページとかを見ると、かなり詳細な調査結果、汚染濃度とかも含めた、濃度分布とかも含めた調査結果が載っていたりもするんですけども、過去の情報については、こういう一覧形式だけの記載ということよろしいですか。

【矢野課長】 いわゆる土地ごとに台帳を仕立てて、その台帳の調査の結果等も含めて、台帳の鑑の下に調査の結果、それから対策の内容、そういったものを、どんどん進むにつれてつづっていく。これが汚染のある土地に関する台帳の形になります。

過去のものについて同じような形式でやろうと思えますと、かなりの労力があるというところもございます中で、まずは基準超過があったなかったという結果をシンプルに出していき、詳細につきましては、引き続き必要な方については情報提供依頼という形で御請求いただくというところから始めたいと考えております。

【小林委員】 ありがとうございます。

ちょっと気になったのが、基準超過しているんですけど、それが大きく超えているのか、小さく超えているのかですとか、ちょっとその辺が分からないこと、例えば、PCBとか、そういう文字だけが出てきてしまうと、やはりちょっとドキッとしてしまうようなこともあったりするのかなと。

リスクコミュニケーションのことも少し文章に書かれていましたけれど、どの程度怖いというか、不安に思ったらいいのかというのが分かるという観点から少し御検討いただいてもいいのかなということと、あと、それと関連して、基準超過したという状況が、どの程度怖がればいいのか。基準超過している状態、環境基準という意味の理解の促進も含めて、何かどこかに解説を入れていただくといいのかなと感じております。

以上です。

【大塚委員長】 これは後でお答えになりますか。なかなか大変かもしれませんけど。

【丹野部長】 小林委員、御指摘どうもありがとうございました。そうですね。リスコミという観点からも、ただ物質があって数字が出ているだけでは、どのように判断したらいいか分からないという御指摘はごもっともだと思いますので、基準も含めて記載できるようにしたいということと、あと、資料2の10ページ目を御覧いただきたいのですが、累計の件数は、こちらに記載してありますとおり、117条だけ見ましても、地歴だけで終わったのが1万3,000件で、調査を行ったのが4,800件、そのうち汚染があった、実際に基準超過した区画があった土地というのが3割程度と見込んでおりまして、かなりの件数になっております。そのため、順次、こちらのほうでも利便性等も考えながら、公開の仕方については検討していきたいと考えております。

【大塚委員長】 予算等もございますので、多分、いろいろお考えになるのだと思いますが。

石崎委員、どうぞお願いします。

【石崎委員】 石崎です。私も情報公開については、もうこういう時代ですので、積極的に公開していったほうがいいと。

ただ、個人情報との整合性と言われますけれども、例えば、私の経営している会社の名前をネット上で調べれば、当然、経営者の私の名前が出てくるわけで、そうすると、私の名前で検索を入れれば、当然、私の社会的ないろいろなことの活動等々も出てきますし、ほとんどの部分が個人情報というのは丸裸にされるような状態だと思いますので、どこまでそれを、条例の中で個人情報と公的な情報を分けるかというのは非常に難しいとは思うんですね。

それと、地歴の調査のことですけれども、私どもの工場というのは特定施設ですので、下水道局に特定施設の届出をしております。これ、過去の、何年前か忘れてはいたけれども、改正水濁法があったときに、環境局さんにも同じものを提出しております。その後、地下浸透の問題ですとかで立入調査も受けております。

ですので、環境局さんも、私どもがというか、私のところの会社が提出した書類を見れば、どんな物質を過去から使っているか。この特定施設の届出書というのが、工場設立のときからずっと積み重なって行って、改修があったときは施設の改修届みたいなものをずっと出したりとか、新しい薬品を使ったときは薬品名を届け出たりとか、薬品を使わなくなったときは、やはり終了しましたよという届出も出しておりますので、かなりの部分で、地歴調査とは言わなくても、会社としてのいろいろな有害物質の歴史というものが、多分、環境局さんには蓄積されたデータがあるというふうに私は思っていますので、その辺のところはいかがなんでしょうか。その辺を利用されているのかどうかもちょっと伺いたいとは思いますが、よろしく願いいたします。

【大塚委員長】 これも質問ですので、お願いできますか。

【溝口課長代理】 法律の4条等の確認のときには、他法令の状況等を確認しておりますので、水濁法等の情報については、できる限り確認させていただいております。ただ、全ての法律が見られているわけではないので、その辺りは可能な限りとはなっております。

【石崎委員】 できれば、やはり事業者負担にならないように、逆に、出しているデータは利用させていただいて、なるべく事業者が二重三重に負担がかからないような施策を考えていただくと非常に助かるなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

【大塚委員長】 事業者負担にならないように、できるだけしていただければと思いま

す。

では、鈴木委員どうぞ。

【鈴木委員】 1点だけ教えてほしいんですけども、今の水濁法の書類の提出、多分、保管期限というのが決められていると思うんですが、それって、廃止されるまでは何十年でも保管するというルールにはなっているんですか。

【石崎委員】 なっています。

【鈴木委員】 大丈夫なんですね。

【石崎委員】 大丈夫です。私どものところは、当然、金庫に保管しています。

【鈴木委員】 事業者さんはいいんですが、提出されたほう、公的な書類って、多分、保管期限って普通は5年とかって決まっちゃいますよね。そこら辺はどういうふうにしているんでしょうか。

【溝口課長代理】 水濁法に関しましては、変更・変更で入っていくので、廃止されるまでは残ります。

【鈴木委員】 それは、今、環境局さんのほうにも出されているということで、環境局さんも同じように保管されているということですね。

【溝口課長代理】 そうですね。所管部署は異なりますが、環境局のほうで持っております。

【鈴木委員】 了解しました。ありがとうございます。

【丹野部長】 あと、先ほど石崎委員がお話しされていた、平成2年とか3年頃の水濁法の改正で、地下浸透防止の規定が水濁法に盛り込まれた際には、環境局は下水道局と連携して、下水道局から情報を入手しました、その時点では。その後、10数年たってから、さらに事業者の方から届出を取るようになったという経緯があります。

どの事業者の方から届出を提出していただくかを把握する必要もありましたので、そこは下水道局と連携して情報を取り合っております。

ただ、入手した情報につきましては、目的外使用ができないというのが原則になっておりますので、もしそのような使い方をするのであれば、きっちり規定をする必要があると思います。

ですので、今回は条例に、場合によっては目的外使用ができるような規定を盛り込む必要が生じてくる可能性もあると考えております。

【大塚委員長】 必要があれば、そういう御対応をしていただければありがたいです。

では、小野委員お願いします。

【小野委員】 すみません。簡単な確認になると思うんですが、ちょっと聞き漏らしているかもしれませんが、資料17枚目の調査結果届出のポイントの4ポツ目で、調査結果における測定値の公表等は予定なしという部分については、情報公開請求があっても公表しないということなのか、あれば公表するのか等々の意味をちょっと詳しく教えてください。

【大塚委員長】 これも質問です。

【矢野課長】 ありがとうございます。こちらにつきましては、開示請求があれば公開しております。

ただ、現在の台帳につづっているような形であったり、あるいは、オープンデータのような形で数値をデータ形式として利用できるという形についての御提供については、ちょっと現時点ではお約束できないというか、そういった趣旨になります。

【小野委員】 先ほどの小林委員の御質問との関連についてなんですけれども、そもそも数字という形では過去のものを見ることができない。一般には触れることができないというような理解でよろしかったでしょうか。

【矢野課長】 少なくとも、東京都として、いわゆるホームページに載せるですとか、台帳として置いているような形で、一般の方がすぐにアクセスできる形で置いているわけではないですが、開示請求ですとか、情報提供依頼という形で手続を踏んでいただければ、御請求には全て応じています。

【小野委員】 承知しました。ありがとうございます。

【大塚委員長】 では、勝見委員どうぞ。

【勝見委員長代理】 既に御説明いただいているのかもしれませんが、現行の制度で公表されているものと、それから、これから過去のことを公表したいというものとは、並んで公表されることにはならないという理解でいいのでしょうか。かなり重みが違うのかなということで、過去のもものが制度も何度も変わって来ているということで、もちろん重要な情報であるということなので、それをぜひ一般で活用していただきたい。それによって、土地なり土なりの健全な循環なり活用を図りたいという御趣旨だと思いますので、現行の制度でやる公開と、都のほうで持っておられる趣旨がつながっているといえればつながっていると思うんですけれども、若干違うところがあるのかなということをお聞きしながら思いました。

それは、注意書きが必要だという話から始まると思うんですけど、結局、注意書きという

のはそういうことなのかなというふうにも思いまして、その辺り、まだこれから作業を進められて、どうやってやっていくかということが進んでからの内部での御検討でもいいのだらうと思いますけれども、いずれかのタイミングで、方針といいますか、趣旨が一般の方々にうまく伝わるように工夫いただく必要があるという具合に感じた次第です。

【大塚委員長】 これも御質問ですので、お願いできますか。

【矢野課長】 ありがとうございます。スライド16の②の1ポツ目に、台帳とは区別しつつ、参考情報として公開と書いたところで、一旦、環境確保条例で公開を規定したものは一線は引きたいと思っております。ただ、おっしゃるとおり、一線を置いている趣旨も含めて、どういった観点で東京都がこの情報を皆様に公開するのかというところについては、いわゆる注意書きの部分については今後また検討委員会の皆様にも見ていただいて、こういった注意書きであれば皆様に伝わるんじゃないかというところを議論していただくのが適切かなと思いました。今後、措置に関する公開の方法についての御相談も含めて、この注意書きの部分も検討委員会にお示しした上で進めていければと考えておりますが、いかがでしょうか。

【丹野部長】 今の勝見委員の御趣旨は、恐らく、一般の方とか事業者の方は、条例が施行される前か後かなんて全然関係なく、実際に情報があれば、それが全て公開されるべきだと思われていて、そうしますと、条例の施行前と後では公開される情報が違うという説明をこれまでしてきましたが、やはり委員の皆様のお意見としては、条例施行後と同様な情報を現時点で公開すべきであると私は受け止めたのですが、そういうことでしょうか。

【大塚委員長】 必ずしもそうでもないような。人によってちょっと違っていったような気がしますね。データの意味が違うというふうに思っていらっしゃる方もいらっしゃるのでは……。

【丹野部長】 わかりました。一概には言えないということですね。

【大塚委員長】 そこは両方の意見があったんじゃないでしょうか。ただ、全然別のものというふうにはしないという御趣旨で勝見委員もおっしゃっていただいていたんじゃないかと思うんですけれども、さっきの注意書きのところはやっぱり違うわけですね。

【勝見委員長代理】 何といいますか、そうやって出した情報を皆さん賢く使ってくださいという御趣旨で出されるんだと思っています。十何ページですかね、14ページの風評被害がいろいろ考えられると。風評被害なり懸念事項がいろいろ考えられるということですが、この辺りもしっかりと御説明をされて、一般の方に御理解いただく。100%は

無理にしても、ある程度やっていくということの東京都としての取組の姿勢というものを  
お示しいただくということも一つ大事なんじゃないかなと思って、発言させていただいた  
次第です。

【大塚委員長】 どうもありがとうございます。

どうぞ、鈴木委員。

【鈴木委員】 今の情報公開のお話ですけれども、やはり基本は、今公開している形に、  
より近い形が好ましいとは思いますが、ですので、今の公開している形を取る—台帳項目とい  
うことでもいいんですが、が可能かどうかという、個々について検討していただいて、今出  
せるのはここまでだよと。そんな形で整理していただくと、我々多分、後で分かりやすいの  
かと思しますので、できればそうして検討いただけると助かります。

【大塚委員長】 よろしいでしょうか。

では、この議題についてはそんなところでよろしいですか。大分答えていただきましたか  
ら、もう追加して答えていただくことは特にはないですね。ありがとうございます。

では、本件につきましては、いただいた御意見を踏まえて、届出情報等の公開について進  
めさせていただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、報告事項のほうに移りたいと思います。報告事項1、工場跡地等における持続可能  
な土壌汚染対策事業でございます。事務局から御説明をお願いいたします。

【長井課長代理】 ここからは、工場跡地などにおける持続可能な土壌汚染対策支援事業  
について、長井から説明いたします。

次のページを御覧ください。この事業は令和5年度から始まっており、中小事業者の事業  
転換を円滑にし、持続可能な土壌汚染対策を促進することを目的としています。工場跡地の  
土壌汚染に対し、土壌の3Rを実践する土地所有者等を技術・費用の双方から支援します。

支援のベースとなるのが、土地利用転換アドバイザーです。東京都が委託した土地利用転  
換アドバイザーが、支援依頼のあった工場等の土地の売主や買主に、土壌汚染対策や不動産  
鑑定に関するアドバイスを行います。アドバイスを受けた中で、被覆盛土に関する支援と、  
地下水汚染拡大防止技術に関する支援があり、それぞれ被覆盛土の相当費用、対策費用を都  
が支援する制度があります。

次のページに行きます。この表は、令和5年度の事業開始からの支援実績です。現在まで  
に計14件の土地利用転換アドバイザーの支援を行っています。依頼業種は、鍍金業、洗濯  
業、金属製品製造業などです。令和7年度に入ってから、4件のアドバイザー支援を開始

しています。

次のページに行きます。被覆盛土支援の概要です。この支援は、土壤汚染を管理しながら土地を使用することを推進し、これまで行われてきた掘削除去の慣例を見直すことが目的です。対象は、土壤調査の届出が既に出されている900平方メートル以下の工場等の土地です。対象者は、土地の購入者や土地の返還を受けた底地の持ち主で、東京都から面積当たりの負担金が支払われます。

被覆盛土支援は、令和5年の事業の開始以降、実績が1件のみしかありません。当初の計画を下回っています。その理由としては、工場事業者である所有者は対象外であること、また、負担金の低さや事務手続の煩雑さが要因であると見られます。

次のページに行きます。続いて、地下水汚染拡大防止支援の概要です。この事業は、狭い土地に適用する掘削除去のみによらない地下水汚染拡大防止技術を公募し、技術評価委員会で認定した技術を実証するというものです。実証する土地は、届出が提出されている都条例の地下水汚染拡大防止区域相当の土地です。これらの土地で認定された技術を施工し、都が最大3,000万円の負担金を支払います。実績としては、これまで合計で6件が施工されています。その下は、これまでに用いられた技術の一覧です。

次のページに行きます。次に、昨年度の地下水汚染拡大防止支援の一例です。多摩地区にあるクリーニング業の跡地で、テトラクロロエチレンによる土壤汚染と地下水汚染がありました。この土地で、化学酸化剤による原位置浄化と、活性炭を用いた透過性浄化壁のハイブリッド工法により施工しました。技術の詳細は、東京都土壤汚染対策のホームページにも掲載しています。

次のページに行きます。平面図のオレンジで示す汚染範囲において、注入管を地面に埋め込み、薬剤を注入して重機で攪拌を行い、汚染物質の浄化を図ります。さらに、地下水流向の下流側に透過性浄化壁を設置し、地下水汚染の拡大を防止するというものです。狭い土地でしたが、使用する機材は比較的規模の大きくない掘削機械や薬剤を注入する機材のみで、掘削除去を行うことなく施工できました。

次のページに行きます。こちら、過去の支援の実績を表で示しています。掘削除去のみによらない技術での施工は、対策期間は掘削除去よりも長くかかる傾向がありますが、対策費用としては少なくなる傾向があります。

次のページに行きます。最後に、地下水汚染拡大防止支援の実証からの考察です。まず、掘削除去よりも安価に施工が可能ですが、非常に狭い土地では、その分、作業工程が逆に増

えて費用が高くなることもあります。また、現場に応じて複数技術の組合せで最適な対策が可能で、対策は長期間になることが多く、土地利用転換を計画してから全てが完了するまで、掘削除去よりも時間がかかる傾向があります。

これらのことから、スムーズな土地利用転換を促進するために、工場を廃止する前、操業中から適用できる技術の確立・普及を図っていきたいと思っております。

また、現在行っている廃止後の工場跡地に適用する技術の実証も継続し、実績を蓄積してまいります。

この報告については以上になります。

**【矢野課長】** 肴倉委員からコメントをいただいておりますので、御紹介させていただきます。

地下水汚染拡大防止技術支援はとてもよい取組であります。目的が技術の実証であります、支援実施後もモニタリング等を続けて結果を見ていくのでしょうかという御質問がありましたので、事務局のほうからは、施工後は2年間モニタリングを実施し、報告をもって技術実証として結論できるという趣旨の回答をさせていただきます。

意見の御紹介は以上です。

**【大塚委員長】** ありがとうございます。

では、資料3につきまして、今年度までの取組、そして今後の予定につきまして報告がございました。これにつきまして何か御意見、御質問がございますでしょうか。

勝見委員、どうぞお願いします。

**【勝見委員長代理】** 御説明いただきまして、ありがとうございます。8ページ目に具体的な事例ということで数字まで出しているの、分かりやすくなって、逆に質問しやすくなっているんですけど、4つの事例があって、一番上は、掘削除去に比べて今回の対策というのがぐっと安くできていると。それ以外はもちろん安くはなっているんですけども、1番目に比べると差はそんなに大きくないということで、多分、汚染とか土地のいろいろな特徴によってこういう差がぐっと出てきたり出てこなかったりということもあると思いますので、今日ここで御説明いただく必要はないんですけども、その辺りのこともうまく整理いただいて、今後につなげていただくようお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

**【長井課長代理】** ありがとうございます。

**【大塚委員長】** ありがとうございます。

では、小林委員、どうぞお願いします。

【小林委員】 ありがとうございます。非常に重要な取組だと思っております。

ちょっと教えていただきたいのが、操業中の事業所とかで幾つか事例、数字も出していただいているんですけど、比較的汚染レベルとしては低めの事業所が多いという印象を持ってまして、結構、クリーニング屋さんとかでも非常に高濃度で汚染しているような事例とかもあつたりするんですけど、実際はそういうところをぜひ対象にして事例をつくっていただきたいなということをお願いしたい。特に高濃度の汚染を放置してしまうと、放置すればするほど将来の高濃度汚染につながる可能性がありますので、そういうところでの成功事例をぜひどこかで作っていただけるといいなと思いました。コメントです。

【長井課長代理】 ありがとうございます。

【丹野部長】 操業中の技術につきましては、今まさに公募をかけているところでございます。操業中の取組は今年度から開始ということですので、まず、今年度は前半の部分で技術の認定をいたしまして、さらに実証事業を行ってくださるような事業者の方からの申請を後半ぐらいから受け付けるような形になると思っております。そうしますと、事例ができてきますので、またこの場でも御報告できると思っております。

【小林委員】 ありがとうございます。

【大塚委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 石崎です。土壤汚染アドバイザー制度に関しては、私ども事業者にとっては非常に有効で、有益な制度だというふうに思っております。

ですけれども、なかなか基本的には、ここにも書いてありますけれども、汚染させた原因者の場合は、やはり補助金等々というのは頂けないというところで、調査ですとか、おかげさまで1本はボーリングもしていただけますし、基本的な土壤調査等々もしていただけますので、鍍金業も含めてかなり利用している事業者が多いというふうには伺っております。

ですけれども、まだまだ確かに法律の壁で、発生原因者が最終的な責任を負うとなると、やはり費用的にもかなり高額になることがありますので、その土地がもし公共の利益に資するようなものであれば、ある程度助成ですとか、そういう部分も御検討いただけると、単に事業者が工場を建て替えるですとか、あとは住宅にするですとか、純粋に個人の利益のためだけであれば、確かに事業者が全部負担するのは当然のことなんですが、事例を言えと言

われるとちょっと困るんですが、公共の利益に資するような事業のためであれば、何らかの助成ということもあってもよろしいのかなというふうに思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

【長井課長代理】 ありがとうございます。こちらの地下水汚染拡大防止支援につきましては、特に事業者であるなしにかかわらず、認定技術の実証ですので、東京都は負担金を支払っています。

被覆盛土支援につきましては、土地の購入した方や、土地の返還を受けた、事業者以外の方に対する負担金という形で支払っています。

【丹野部長】 今後、私どものほうでも、基本的には続けていきたいと考えておりますが、この制度、今、説明がありましたとおり、先ほど石崎委員からもお話がありました、汚染原因者負担の原則からしますと、支援の仕方が実証事業ということで限界というか、これがぎりぎりの線になっております。ただ、この制度をどうやって今後続けていくかについて、今検討しているところでございます。当然、経費を負担したり、アドバイザーを派遣するにはお金がかかりますので、予算要求する必要があるのですが、その際、将来的、中長期的な先も見据えて検討しております。様々な壁はありますので、そこをどう突破していくかというところも含めて、皆様からの御意見をいただければと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

【大塚委員長】 よろしいでしょうか。汚染者負担原則に関しては、研究開発に関しては例外になっていて、今、それをこの技術の実証との関係で例外という観点を用いていただいているんだと思います。引き続き御検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

では、本件につきましては、いただいた御意見を踏まえて、支援事業を進めていただければと思います。

次に、報告事項2、土壤汚染情報のデジタル化につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【恒川主事】 それでは、恒川から、報告事項2、土壤汚染対策届出情報のデジタル化について説明いたします。よろしく願いいたします。

お手元の資料4を御確認ください。本プロジェクトでは、デジタル化による利用者の利便性と都民サービスの向上、行政運営の効率化を実現することを目的に、新しく土壤汚染対策届出情報システムを開発しました。このシステムは、クラウドサービスを使って開発してお

ります。

2枚目のスライドに示しております図は、こちらのシステムのコンセプトを示したものになります。まず、届出者によるオンライン窓口での相談から届出作成・提出、そして、職員による届出審査、届出データを集計・蓄積、そして、オープンデータ化まで一元的にシステムで行え、届出情報が最終的に社会へ還元されることをコンセプトとしております。

次のページをお願いいたします。こちらは、このデジタル化プロジェクトのスケジュールになります。令和4年からプロジェクトが開始されまして、令和5年度から設計・開発を行い、そして、今年4月にβ版として届出審査機能など主要機能を先行してリリース、そして、現在運用しております。今後、7月末には、集計機能、届出作成を支援する機能などをリリースし、全機能が使えるようになります。今年度の後半からは、ユーザーからの要望を取り入れた改修を随時行っていく計画です。

次のスライドを御覧ください。ここからは、システムの各機能について報告します。時間の関係上、主要な項目のみの紹介となりますことを御容赦ください。

まずは、届出作成機能です。こちら、過年度から取り組んでいる内容になりますが、法・条例の様式をエクセルフォーマットにし、チェック機能を搭載することで、必要事項の記載漏れや入力エラーが分かるようにしました。

また、届出内容の概要や調査方法、調査結果など、必要事項を記載するエクセルフォーマットも作成し、法定事項の欠落防止を補助しています。そして、何よりエクセルフォーマットにすることで、記載された内容をシステムに簡単に取り込み、自動でシステムに届出データが入力できるようになっております。

そして、システム化に当たり、右側の表に示しますとおり、届出の種類ごとに必要な書類の種類を整理いたしました。これによって、届出者が届出に書くべき内容、提出すべき書類が明確に分かり、届出の作成、提出をフォローしております。

次のページをお願いいたします。届出作成を支援する機能として、2種類のツールを用意しております。1つ目は、左側の計量証明書OCR機能です。こちらは、計量証明書のPDFデータをシステムに読み込ませることで、調査結果一覧表を自動作成、そして、図面への落とし込み用のデータの作成が可能となっております。

2つ目は、CADツールです。こちらは右側のものになります。調査結果図面をはじめとした届出用の図面が作成可能であり、そして、先ほどの計量証明書OCRのデータを図面に落とし込む連携機能もあります。

計量証明書OCR機能は、今年度は7月末にリリース予定、CADツールは4月にリリースしております。なお、この2つのツールは無償で提供しており、誰でも使用可能です。

次のスライドをお願いいたします。続いて、届出提出の画面です。資料では、画面が小さいので、私の説明で補足させていただきます。資料の中の順番が前後して恐縮でございますが、まずは右側の添付資料アップロード画面を御覧ください。この画面では、届出に必要な書類を個別ファイルごとに登録します。その際、ファイルごとに記載内容の欠落、記載ミスがないか、チェックされます。

そして、次に、左側のシステム届出提出画面を御覧ください。この画面では、届出に必要な書類の不足がないか、自動でチェックされます。そして、個別ファイルで提出された届出はPDF化され、提出書類一式として届出者がダウンロード可能となっております。

これらの機能により、届出者にとっては、法で定められた事項の届出漏れ防止につながり、職員にとっては、審査事務の軽減につながっております。

次のページをお願いいたします。先ほどの画面で提出された届出は職員側で受け付け、審査を行います。補正指示もこのシステムから出すことができ、届出者も補正指示の内容をシステムで一元管理できます。補正が完了しましたら、自動で書類が差し替えられまして、常に最新版の届出一式を届出者、職員が確認できます。

また、審査を段階ごとにブロック分けし、職員はそのブロックに沿って審査を進めております。それにより、審査の進捗状況が一目で分かるようになり、そして、その進捗状況は届出者も確認することができます。

次のスライドをお願いいたします。集計・蓄積機能では、審査が完了した届出書からデータが抽出、集計されます。その集計結果を基に、各帳票として出力可能です。

審査が完了した届出の調査結果、措置や工事内容などがデータベース化され、任意の条件による検索が可能になり、そして、絞込みができる範囲も広がりまして、データの利活用性が向上しました。

また、審査完了後、基準不適合が確認された調査結果報告が自動でオープンデータ化されます。届出データから区画単位で深度ごとの調査結果のデータが自動抽出されます。このオープンデータは、職員による内容の精査を行った後、東京都のオープンデータカタログサイトで公開されます。これまでは1年ごとにオープンデータ化を委託で出していましたが、この機能の実装により、システムによる自前での迅速なオープンデータが可能になりました。

次のページをお願いいたします。最後に、今後の展開をお話しします。このシステムは、

アジャイル型開発という、短期間での開発を繰り返し行うことをコンセプトとしており、随時ユーザーの御意見を反映して、機能向上を行ってまいります。今後は、届出機能、審査機能、集計機能をアップデートしていく予定です。

また、法・条例改正が起こるタイミングでは、改正内容に合わせた改修を実施してまいります。

私からの報告は以上になります。駆け足でありましたが、御静聴ありがとうございました。

【矢野課長】 肴倉委員からコメントをいただいております。

理想的なシステムであり、利便性の向上のために随時改修することについても、すばらしい取組であると感じております。

委員長、よろしく願いいたします。

【大塚委員長】 ただいまの報告事項2につきまして、今年度までの取組、来年度以降の予定につきましてお話がございましたが、これにつきまして御意見、御質問等はございますでしょうか。

では、小野委員、お願いします。

【小野委員】 小野です。肴倉委員と同じ意見ですが、大変すばらしく、最近見たデータベースの中で一番よくできている、という感想を持ちました。

特に計量証明書のOCRや、CADツールの読み込みというところが、やはり難しい点だったんじゃないかと思います。

また、深度方向の、土壌は特に平面情報に加えて深度情報を入れるというので、途端にデータベースがごちゃごちゃするというイメージがあるんですが、そこのところをよくクリアにできるデータベースの構造になっている、という印象です。ぜひ利活用に向けて進めていただければと思っています。

【恒川主事】 ありがとうございます。

【大塚委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、小林委員、お願いします。

【小林委員】 私も、非常に有用な取組で、全国でもやってくればいいのになと思ったりもしますが、都が先行してやっていただいて、非常にありがたいなと思っております。

こういうシステムで気になったりするところで1点、例えば、土壌を深度ごとに調査するとかといっても、1メートルごとにしかデータが入れられないですとか、その間も場合によ

っては調査した結果が入れられるようになっているのか、そういうユーザーが最低限やらなきゃいけないこと以上のことをやった場合にも、そういう情報が入れ込めるようなシステムになっているのか、教えていただければと思いました。

【恒川主事】 ありがとうございます。深度方向絞込みの調査を踏まえまして、1メートルごとではなく、任意の深度で調査結果が記載、報告できるようになっておりまして、そのデータはデータベースに登録できるようになっております。

【小林委員】 ありがとうございます。素晴らしいと思います。ぜひ使われる、調査されている方々の御意見もいただいて、さらに高度化していただけるといいなと思いました。

以上です。

【大塚委員長】 鈴木委員、うなずいておられますが、何かございますか。

【鈴木委員】 正直なところ、私が申請をしている例がほとんどないので、なかなか。せっかくですから、ここですけれども、僕も名前は登録してあって、パスワードも持っているんですが、ダミーであれを使ってチェックすることはできるんですか。

【恒川主事】 現状はそうですね。登録されてしまううえ、鈴木先生から届出をいただいでしまうことになりまして、職員から電話がかかってくることになってしまいます。

【鈴木委員】 ということで、結構、やっぱり利便性の話は、実際に担当している方々はできるんですけれども、ダミーではできないというのが今あって、それができると、よりいいのかなと思いました。

以上です。

【恒川主事】 ありがとうございます。

【大塚委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

これ、もちろん調査年月日とか、そういうのも出るんですよね。

【恒川主事】 もちろんです。

【大塚委員長】 その後、変わる可能性がゼロではないので。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、ただいまの報告事項につきましても、各委員からの御意見を参考にして、引き続き取組を進めていただければと思います。

本日予定していた議題及び報告は以上になります。全体を通じて委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで本日の議事は全て終了となります。委員の皆様、どうもありがとうございます。

いました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【矢野課長】 本日も活発な御議論、誠にありがとうございました。いただいた御意見を踏まえて、引き続き取組を進めてまいりたいと思います。

最後に、事務連絡でございます。本日の議事録は、作成次第、委員の皆様にもメールで送付させていただきますので、御確認をよろしくお願いいたします。

次回の委員会につきましては、今後改めて調整の御連絡をさせていただきます。

これもちまして、本日の検討委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —